

京都市教育委員会教育長訓令甲第5号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第3条第2項中「掲げる課」を「掲げる部」に、「課等」を「所属」に改め、同条第3項中「その他の課等」を「その他の所属」に改める。

第5条第1項中「又は」を「, 又は」に改める。

別表中 「

所管	課等
----	----

」 を 「

所属
----

」 に改め、同表指導部生徒指導課の

項を削り、同表生涯学習部の項を次のように改める。

生涯学習部	生涯学習総合センターを勤務場所とする職員	午前8時30分から午後5時15分まで	4週間を通じて8日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
	その他の職員	午前8時45分から午後5時30分まで	日曜日、土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

別表その他の課等の項中「課等」を「所属」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)